

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定に基づき、本市の公の施設の管理を行わせる者(以下「指定管理者」という。)の指定の手續等に関し必要な事項を定めるものとする。

(指定管理者の指定の申請)

第2条 法人その他の団体(以下「団体等」という。)であつて指定管理者の指定を受けようとするものは、規則で定める申請書に指定を受けようとする公の施設の事業計画書その他規則で定める書類を添えて、市長に申請しなければならない。

(指定管理者の指定)

第3条 市長は、前条の規定による申請があつたときは、次に掲げる基準を総合的に審査し、申請のあつた公の施設の管理を行うに適した団体等を指定管理者の候補者に選定し、議会の議決を経て指定管理者に指定するものとする。

- (1) 前条の事業計画書(以下「事業計画書」という。)による公の施設の運営が住民の平等な利用を確保することができるものであること。
- (2) 事業計画書の内容が当該事業計画書に係る公の施設の効用を最大限に発揮させるとともに、その管理に係る経費の縮減が図られるものであること。
- (3) 事業計画書に沿った管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有するものであること。

2 市長は、前項の規定により指定管理者の候補者を選定するときは、あらかじめ佐久市指定管理者指定審査委員会の意見を聴かなければならない。ただし、市長が特に理由があると認めるときは、この限りでない。

(指定管理者の候補者の選定の特例)

第4条 市長は、第2条の規定による申請がなかつた場合、前条の規定による公の施設の管理を行うに適した団体等がなかつた場合その他公の施設の性質、規模、機能等を考慮して特に必要があると認められる本市が出資等をしている法人、公共団体又は公共的団体を指定管理者の候補者として選定することができる。

2 市長は、前項の規定により選定するときは、当該団体と協議し、第2条の書類の提出を求め、前条各号に掲げる基準に照らして総合的に判断するものとする。

3 前条第2項の規定は、第1項の規定により指定管理者の候補者を選定するときについて準用する。

(事業報告書の作成及び提出)

第5条 指定管理者は、毎年度終了後(第3条の指定を受けた期間が1年間であつた場合においては、指定期間満了後)30日以内に、指定を受けた公の施設(以下「指定管理施設」という。)に関する次に掲げる事項を記載した事業報告書を作成し、市長に提出しなければならない。ただし、年度の途中において、第7条第1項の規定により指定を取り消され、又は年度末を含む期間の業務の停止を命じられたときは、その日から起算して30日以内に、当該年度分として同日までの間の事業報告書を作成し、提出しなければならない。

- (1) 指定管理施設の管理の業務の実施状況及び利用状況
- (2) 指定管理施設の利用に係る料金の収入の実績
- (3) 指定管理施設の管理に係る経費の収支状況
- (4) 前3号に掲げるもののほか、指定管理施設の管理の実態を把握するために必要なものとして規則で定める事項

(業務報告の聴取等)

第6条 市長は、公の施設の管理の適正を期するため、指定管理者に対し、指定管理施設の管理の業務及び経理の状況に関し定期に、又は必要に応じて臨時に報告を求め、実地に調査し、又は必要な指示をすることができる。

(指定の取消し等)

第7条 市長は、指定管理者が前条の規定による指示に従わないとき、指定管理者がこの条例に定める指定管理者の義務を履行しないときその他指定管理者の責めに帰すべき事由により当該指定管理者による管理を継続することが適当でないとき認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

2 前項の規定により指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合において、指定管理者に損害が生じても、市長は、その賠償の責めを負わない。

(原状回復義務)

第8条 指定管理者は、その指定の期間が満了したとき、又は前条第1項の規定により指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じられたときは、その管理しなくなった指定管理施設及びその設備を速やかに原状に復さなければならない。ただし、市長の承認を得たときは、この限りでない。

(損害賠償義務)

第9条 指定管理者は、故意又は過失により指定管理施設又はその設備を損傷し、又は滅失したときは、それによって生じた損害を賠償しなければならない。

2 市長は、指定管理者の責めに帰することができない特別の事情があると認めるときは、前項の規定による賠償の全部又は一部を免除することができる。

(秘密を守る義務及び個人情報の取扱い)

第10条 指定管理者及び指定管理施設の業務に従事している者（以下この条において「従事者」という。）は、指定管理施設の管理に伴い保有した個人に関する情報について、漏えい、損傷又は滅失の防止その他適切な管理のために必要な措置を講ずるとともに、指定管理施設の管理により知り得た個人の秘密を他に漏らし、又は自己の利益若しくは不当な目的のために利用してはならない。指定管理者の指定の期間が満了し、若しくは指定を取り消され、又は従事者が職務を退いた後においても、同様とする。

(指定管理者指定審査委員会)

第11条 指定管理者の選定について審議するため、佐久市指定管理者指定審査委員会（以下「審査委員会」という。）を置く。

(審査委員会の委員等)

第12条 審査委員会は、委員15人以内をもって組織し、委員は、識見を有する者のうちから市長が委嘱する。

2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 審査委員会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

4 会長は、会務を総理し、審査委員会を代表する。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(審査委員会の会議)

第13条 審査委員会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 審査委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審査委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 審査委員会は、必要に応じ会議に委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(教育委員会が所管する公の施設への適用)

第14条 この条例を教育委員会が所管する公の施設に適用する場合には、第2条から第9条までの規定、次条及び附則第2項中「市長」とあるのは「教育委員会」とする。

(委任)

第15条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 市長は、第2条及び第3条の規定にかかわらず、この条例の施行の日（以下この項において「施行日」という。）の前日において、地方自治法第244条の2第3項の規定により合併前の佐久市、白

田町、浅科村又は望月町（以下この項においてこれらを「合併前の市町村」という。）の指定を受けて公の施設の管理を行っていた団体等又は地方自治法の一部を改正する法律（平成15年法律第81号）による改正前の地方自治法第244条の2第3項の規定により合併前の市町村から公の施設の管理の委託を受けていた団体等で、施行日において当該公の施設の管理を行うに適していると認められるものを、当該団体等と協議し、指定管理者の候補者として選定することができる。

附 則（平成17年9月28日条例第250号）

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
（佐久市特別職の職員等の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部改正）
- 2 佐久市特別職の職員等の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例（平成17年佐久市条例第41号）の一部を次のように改正する。
（次のよう略）